

平成28年鎌ヶ谷市農業委員会第6回定例総会議事録

鎌ヶ谷市農業委員会会長葛山繁隆は、平成28年鎌ヶ谷市農業委員会第6回定例総会を鎌ヶ谷市総合福祉保健センター4階会議室において開催するにあたり、各委員を招集する。

1. 日 時 平成28年6月20日 午後4時00分

2. 出席委員 15名

2. 鈴木 幹男 委員	3. 勝又 勝 委員	4. 浅海 博行 委員
5. 石井 栄一 委員	6. 濱田 光一 委員	8. 大野 幸一 委員
9. 鈴木 吉夫 委員	10. 鈴木 徳市 委員	11. 澁谷 誠幸 委員
12. 石井 君雄 委員	13. 小金谷正男 委員	14. 時田 将 委員
15. 葛山 繁隆 委員	16. 秋山 秀雄 委員	17. 山田 芳裕 委員

3. 欠席委員 1名

7. 池ヶ谷富士夫委員

4. 事務局出席者

事務局長 小金谷 幸次 事務局次長 垣岡 俊男 副主幹 浅海 一洋

5. 会議日程

議事録署名委員の指名について

議事

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について	1件
議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請について	1件
議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請について	1件
議案第4号 農用地利用集積計画について	1件
議案第5号 生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明願について	3件
報告第1号 農地法第4条の規定による転用届出について	5件
報告第2号 農地法第5条の規定による転用届出について	6件
報告第3号 引き続き農業経営を行っている旨の証明について	1件
報告第4号 農地法第5条の規定による許可処分の取消願について	1件

6. 開 会 午後4時00分

葛山 議長 ただいまの出席委員は15名です。定足数に達しておりますので、平成28年鎌ヶ谷市農業委員会第6回定例総会を開会いたします。

ただちに、本日の会議を開きます。

葛山 議長 議事録署名委員の指名を行います。

議事録署名委員に

4番浅海博行委員

5番石井栄一委員を指名いたします。

葛山 議長 お諮りいたします。

議案第1号より逐次審議することにご異議ありませんか。

(「異議なし」との声多数あり)

葛山 議長 ご異議なしと認め、議案第1号より逐次審議いたします。
今回の現地調査班は、第2班です。鈴木吉夫班長より総括的な報告をお願いいたします。

鈴木 班長 議長

葛山 議長 9番、鈴木吉夫班長

鈴木 班長 第2班の現地調査の報告をいたします。

平成28年6月15日午後1時に事務局に集合し、申請内容等の説明を受けた後、班員4名、葛山会長、鈴木会長職務代理者、事務局職員3名と共に現地調査を実施しました。

提出された案件は、農地法第3条の規定による許可申請について1件、農地法第4条の規定による許可申請について1件、農地法第5条の規定による許可申請について1件、農用地利用集積計画について1件、生産緑地に係る主たる従事者についての証明願について3件の計7件です。

現地調査後、午後4時より農地法第3条及び第4条並びに第5条の3件について、審査会を実施しました。

2班といたしましては、いずれの案件も許可相当と判断しましたが、皆様のご審議のほどよろしくお願いいたします。

なお、詳細につきましては班員より報告いたします。

以上で2班の総括報告を終わります。

葛山 議長 ありがとうございます。それでは、議案第1号農地法第3条の規定による許可申請について、審議番号1を議題といたします。

葛山 議長 事務局に議案の説明をお願いします。

垣岡 次長 議長

葛山 議長 垣岡次長

垣岡 次長 議案書の3ページをご覧ください。

議案第1号農地法第3条の規定による許可申請について、審議番号1でございます。

本申請は、申請地が、譲受人の農地の成形を整え、営農環境の改善を図ること、また、譲渡人は、担い手不足による農業経営の縮小を図るための所有権移転です。

申請地は、畑2筆、合計面積229平方メートルの普通畑です。

譲受人の取得後の経営面積は2.6ヘクタール以上となり、年間の従事日数は300日で、専農従事者数は6名です。

また、下限面積及び所有農業用機材並びに全部耕作等の許可要件については、農地台帳等により確認していますので、特に問題はありません。

以上です。

葛山 議長 現地調査の報告を求めます。

石井 委員 議長
葛山 議長 1 2 番、石井君雄委員
石井 委員 議案第 1 号農地法第 3 条の規定による許可申請について、審議番号 1 の報告をいたします。

事務局において、書類審査の後、現地調査を実施しました。

現地は、畑 2 筆で、合計面積は 2 2 9 平方メートルの普通畑で、適切に管理されていました。

申請理由は、事務局説明のとおりであり、また、従事日数等の許可に必要な要件も事務局説明のとおり備えています。

審査会において、営農計画で、梨の種苗育成となっていたが、今後梨棚の設置予定はあるのかとの確認に対し、現在、梨の木の改植中であり、改植終了後は梨畑とするとのことでした。

次に、今後の適正な管理を指導したうえ、営農後 3 年間は転用できない旨を周知しました。

書類審査・現地調査・審査会の結果、問題はないものと思われまます。

皆様のご審議のほどよろしくお願いいたします。

以上で報告を終わります。

葛山 議長 ありがとうございます。それでは質疑に入ります。

(「なし」との声多数あり)

葛山 議長 なければ、質疑を終了いたします。

それでは、採決をいたします。

議案第 1 号について、現地調査班の報告のとおり決定とすることにご異議のない方の挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

葛山 議長 全員賛成により、議案第 1 号は、可決されました。

葛山 議長 つづいて、議案第 2 号農地法第 4 条の規定による許可申請について、審議番号 1 を議題といたします。

葛山 議長 事務局に議案の説明をお願いします。

垣岡 次長 議長

葛山 議長 垣岡次長

垣岡 次長 議案書の 4 ページをご覧ください。

議案第 2 号農地法第 4 条の規定による許可申請について、審議番号 1 でございます。

申請地は、畑 8 筆で、合計面積 1, 3 3 2 平方メートルです。

転用計画は、貸資材置場用地です。

申請理由は、譲受人は、造園・建設業を営んでおり、事業拡大を考え、現在の場所では手狭となるため、申請地の面積が適当であり、現在の場所から近く、

利便性も良いことから、相続で受ける予定の申請地に貸資材置場として計画するもので、この転用計画は適当であるものと思われます。

また、申請地の一部が、砕石敷きで、利用されていたことについて、始末書を提出しています。

周辺農地への被害防除につきましては、敷地内を整地・転圧したうえ砕石敷きで、自然浸透させるとともに、農地との隣接にベニア板を設置し隣接農地への土砂流出を抑制、資材等の高さを1.8メートル以下として、日照、通風への影響がないようにします。

農地区分は、半径1キロメートル以内の宅地割合が40パーセント以上あり、第2種農地に該当します。

代替性として、現在の場所から近く、面積要件も適正であることから、申請地は他の土地で代替えがきかないものと思われます。

資金につきましては、自己資金で賄い、通帳により確認しています。

関係法令につきましては、ございません。

また、信用につきましては、過去に重大な違反行為もなく、問題はないものと思われます。

以上です。

葛山 議長

現地調査の報告を求めます。

澁谷 委員

議長

葛山 議長

11番、澁谷誠幸委員

澁谷 委員

議案第2号農地法第4条の規定による許可申請について、審議番号1の報告をいたします。

平成28年6月15日に事務局において申請内容等の説明を受けた後、現地調査及び審査会を実施しました。

申請地は、畑8筆、合計面積1,332平方メートルの普通畑です。

転用計画及び申請理由は事務局説明のとおりです。

審査会において、申請地内に残土が見受けられたため、残土をどうするのかとの確認に対し、残土は本計画で利用するとの説明でした。

次に、隣接農地との土砂流出抑制がベニヤ板であったことから、恒久性がないので、状況に応じて交換するなどの対処をすること、また、前面道路は通学路にもなっていることから、工事期間中の資材等の搬出入時には十分注意すること、許可後は、速やかに着工し、工事完了後は完了報告を提出し、使用後は地目変更をするよう指導しました。

現地調査及び審査会の結果、許可相当と判断しましたが、皆様のご審議のほどをよろしく願いいたします。

以上で報告を終わります。

葛山 議長

ありがとうございました。それでは質疑に入ります。

(「なし」との声多数あり)

葛山 議長

なければ、質疑を終了いたします。

それでは、採決をいたします。

議案第2号について、現地調査班の報告のとおり決定とすることにご異議のない方の挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

葛山 議長

全員賛成により、議案第2号は、可決されました。

葛山 議長

つづいて、議案第3号農地法第5条の規定による許可申請について、審議番号1を議題といたします。

葛山 議長

事務局に議案の説明をお願いします。

垣岡 次長

議長

葛山 議長

垣岡次長

垣岡 次長

議案書の5ページをご覧ください。

議案第3号農地法第5条の規定による許可申請について、審議番号1でございます。

申請地は、畑4筆で、合計面積は、3,389平方メートルです

転用計画は、所有権移転による有料老人ホーム用地です。

申請理由は、譲受人は、有料老人ホームの開設準備をしており、計画施設を建設できる土地を探していたところ、交通の便が良く、医療の提携契約をしている病院も近くにあり、好条件である申請地に、本計画が至ったもので、転用計画は適当であるものと思われま

す。周辺農地への被害防除につきましては、雨水対策については、周囲をブロック2段から3段のフェンスで囲むとともに、敷地内に雨水浸透貯留槽を設け、一時貯留しオーバーフロー分を前面道路へ放出させ、敷地外への流出を抑制します。

農地区分は、農業公共投資の対象となっていない小集団の農地であるので、第2種農地に該当しますが、申請地は、提携契約している病院、また、駅からからも近く、利便性が高いことから他の土地で代替えがきかないものと思われま

す。資金につきましては、借入金で賄い、金融機関の融資見込証明書により、確認しております。

関係法令につきましては、都市計画法に該当しますが、開発行為申請書の写しにより申請済みであることを確認しています。

また、信用につきましては、過去に重大な違反行為もなく、問題はないものと思われま

す。

葛山 議長

現地調査の報告を求めます。

山田 委員 議長
葛山 議長 17番、山田芳裕委員
山田 委員 議案第3号農地法第5条の規定による許可申請について、審議番号1の報告をいたします。

平成28年6月15日に事務局において申請内容等の説明を受けた後、現地調査及び審査会を実施しました。

申請地は、畑4筆、合計面積3,389平方メートルの普通畑です。

転用計画及び申請理由は事務局説明のとおりです。

審査会において、申請地の手前と奥に所有農地の残地があるため、今後の活用方法を確認したところ、奥は隣接農地所有者から活用したい旨の話があるため、また、手前は引き続き自分で営農する予定であるとのことでした。

次に、工事期間中は事故等に十分注意すること、許可後は、速やかに着工し、工事完了後は完了報告を提出し、使用後は地目変更をするよう指導しました。

現地調査及び審査会の結果、許可相当と判断しましたが、皆様のご審議のほどをよろしく願います。

以上で報告を終わります。

葛山 議長 ありがとうございます。それでは質疑に入ります。
(「なし」との声多数あり)

葛山 議長 なければ、質疑を終了いたします。
それでは、採決をいたします。
議案第3号について、現地調査班の報告のとおり決定とすることにご異議のない方の挙手をお願いいたします。
(全員挙手)

葛山 議長 全員賛成により、議案第3号は、可決されました。

葛山 議長 つづいて、議案第4号農用地利用集積計画について、審議番号1を議題といたします。

葛山 議長 事務局に議案の説明をお願いします。

垣岡 次長 議長
葛山 議長 垣岡次長
垣岡 次長 議案書の4ページをご覧ください。
議案第4号農用地利用集積計画について、審議番号1でございます。

本件は、農用地利用集積計画の内容が本市の農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想に適合するものであることから、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、鎌ヶ谷市長より平成28年6月7日付けで、農用地利用集積計画の決定を求められたものです。

計画は、畑1筆、面積4,224平方メートルの内4,000平方メートルの農地を、賃借権による利用権の更新で、3年間の賃借権による利用権を設定

するものです。

また、権利の設定を受ける者はいずれも、経営面積、農業従事日数、農業機械等の要件を満たしています。

以上です。

葛山 議長 現地調査の報告を求めます。

大野 委員 議長

葛山 議長 8番、大野幸一委員

大野 委員 議案第4号農用地利用集積計画について、審議番号1の報告をいたします。

現地は、畑1筆、面積4,224平方メートルの内4,000平方メートルの梨畑です。本件は、事務局説明のとおり、農用地利用集積の更新で、更に3年間の賃借による利用権の設定を行おうとするものです。

調査の結果、問題はないものと判断いたしますが、ご審議のほどよろしくお願いたします。

以上で報告を終わります。

葛山 議長 ありがとうございます。それでは質疑に入ります。

(「なし」との声多数あり)

葛山 議長 なければ、質疑を終了いたします。

それでは、採決をいたします。

議案第4号について、現地調査班の報告のとおり決定とすることにご異議のない方の挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

葛山 議長 全員賛成により、議案第4号は、可決されました。

葛山 議長 つづいて、議案第5号生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明願について、審議番号1を議題といたします。

葛山 議長 事務局に議案の説明をお願いします。

垣岡 次長 議長

葛山 議長 垣岡次長

垣岡 次長 議案書の7ページをご覧ください。

議案第5号生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明願について、審議番号1でございます。

申請地は、畑5筆、合計面積2,878平方メートルです。

本申請は、生産緑地の買い取り申出を行うために提出されたものです。

買い取り申出事由は、主たる農業従事者の死亡によるものです。

買い取り申出事由の生じた者が、農業に従事していたことは、農地台帳及び事情聴取により確認しています。

以上です。

葛山 議長 現地調査の報告を求めます。

山田 委員 議長

葛山 議長 17番、山田芳裕委員

山田 委員 議案第5号生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明願について、
審議番号1の調査報告をいたします。

申請地は、畑5筆、面積2,878平方メートルの梨畑でした。

本申請は、農業従事者の死亡を事由とする生産緑地の買取り申出をするために
申請されたもので、事務局説明のとおり、買取り申出事由の生じた者は農業従事
者であったことは明らかであり、生産緑地法第10条の規定に基づく主たる従事
者であったことを証明することは、適当であると思われま。

皆様のご審議のほどよろしく願いいたします。

以上で報告を終わります。

葛山 議長 ありがとうございます。それでは質疑に入ります。

(「なし」との声多数あり)

葛山 議長 なければ、質疑を終了いたします。

それでは、採決をいたします。

審議番号1について、現地調査班の報告のとおり決定とすることにご異議の
ない方の挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

葛山 議長 全員賛成により、審議番号1は、可決されました。

葛山 議長 つづいて、議案第5号生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明願
について、審議番号2を議題といたします。

葛山 議長 事務局に議案の説明をお願いします。

垣岡 次長 議長

葛山 議長 垣岡次長

垣岡 次長 議案書の7ページをご覧ください。

議案第5号生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明願について、
審議番号2でございます。

申請地は、畑1筆、面積1,445平方メートルです。

本申請は、生産緑地の買取り申出を行うために提出されたものです。

買取り申出事由は、農業従事者の故障によるもので、生産緑地法施行規則
第4条第1号トの規定により、農業に従事することを不可能にさせる故障の認
定について、心拡大による胸部臓器の機能の著しい障害に準じる障害の認定を
平成28年5月24日付けで鎌ヶ谷市長より受けています。

買取り申出事由の生じた者が、農業に従事していたことは、農地台帳及び
事情聴取により確認しています。

以上です。

葛山 議長 現地調査の報告を求めます。

山田 委員 議長

葛山 議長 17番、山田芳裕委員

山田 委員 議案第5号生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明願について、
審議番号2の調査報告をいたします。

申請地は、畑1筆、面積1,445平方メートルの普通畑でした。

本申請は、農業従事者の故障を事由とする生産緑地の買取り申出をするために申請されたもので、事務局説明のとおり、買取り申出事由の生じた者は農業従事者であったことは明らかであり、生産緑地法第10条の規定に基づく主たる従事者であったことを証明することは、適当であると思われます。

皆様のご審議のほどよろしくお願いいたします。

以上で報告を終わります。

葛山 議長 ありがとうございます。それでは質疑に入ります。

(「なし」との声多数あり)

葛山 議長 なければ、質疑を終了いたします。

それでは、採決をいたします。

審議番号2について、現地調査班の報告のとおり決定とすることにご異議のない方の挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

葛山 議長 全員賛成により、審議番号2は、可決されました。

葛山 議長 つづいて、議案第5号生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明願について、審議番号3を議題といたします。

葛山 議長 事務局に議案の説明をお願いします。

垣岡 次長 議長

葛山 議長 垣岡次長

垣岡 次長 議案書の7ページをご覧ください。

議案第5号生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明願について、
審議番号3でございます。

申請地は、畑5筆、合計面積3,516平方メートルです。

本申請は、生産緑地の買い取り申出を行うために提出されたものです。

買い取り申出事由は、主たる農業従事者の死亡によるものです。

買い取り申出事由の生じた者が、農業に従事していたことは、農地台帳及び
事情聴取により確認しています。

以上です。

葛山 議長 現地調査の報告を求めます。

山田 委員 議長

葛山 議長 17番、山田芳裕委員

山田 委員 議案第5号生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明願について、

審議番号3の調査報告をいたします。

申請地は、畑5筆、面積3,516平方メートルの普通畑でした。

本申請は、農業従事者の死亡を事由とする生産緑地の買取り申出をするために申請されたもので、事務局説明のとおり、買取り申出事由の生じた者は農業従事者であったことは明らかであり、生産緑地法第10条の規定に基づく主たる従事者であったことを証明することは、適当であると思われま

す。皆様のご審議のほどよろしくお願いいたします。

以上で報告を終わります。

葛山 議長

ありがとうございました。それでは質疑に入ります。

(「なし」との声多数あり)

葛山 議長

なければ、質疑を終了いたします。

それでは、採決をいたします。

審議番号3について、現地調査班の報告のとおり決定とすることにご異議のない方の挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

葛山 議長

全員賛成により、審議番号3は、可決されました。

葛山 議長

つづいて、報告事項を議題とします。

報告第1号農地法第4条の規定による転用届出について5件、報告第2号農地法第5条の規定による転用届出について6件の計11件を一括報告いたします。

葛山 議長

事務局の報告をお願いいたします。

浅海副主幹

議長

葛山 議長

浅海副主幹

浅海副主幹

議案書の8ページから10ページまでをご覧ください。

報告第1号農地法第4条の規定による転用届出について5件、報告第2号農地法第5条の規定による転用届出について6件の計11件につきましては、内容及び添付書類等の不備はありませんでしたので、事務局長専決により、これを受理し、受理通知書を交付いたしました。

以上です。

葛山 議長

ただいま報告のあったとおりでございますのでご了承願います。

葛山 議長

つづいて、報告第3号引き続き農業経営を行っている旨の証明について1件を報告します。

葛山 議長

事務局の報告をお願いいたします。

浅海副主幹

議長

葛山 議長

浅海副主幹

浅海副主幹

議案書の11ページをご覧ください。

報告第3号引き続き農業経営を行っている旨の証明について1件につきま

しては、事務局において現地調査をしたところ、農地として耕作されておりましたので、会長専決により証明書を発行いたしました。

以上です。

葛山 議長 　　ただいま報告のあったとおりでございますのでご了承願います。

葛山 議長 　　つづいて、報告第4号農地法第5条の規定による許可処分の取消願について1件を報告します。

葛山 議長 　　事務局の報告をお願いいたします。

浅海副主幹 　　議長

葛山 議長 　　浅海副主幹

浅海副主幹 　　議案書の12ページをご覧ください。

報告第4号農地法第5条の規定による許可処分の取消願について1件につきましては、事務局において書類等の審査を行ったところ、不備はありませんでしたので、会長専決により県に送付し、平成28年6月8日付で指令書の交付がありました。

以上です。

葛山 議長 　　ただいま報告のあったとおりでございますのでご了承願います。

葛山 議長 　　これにて本定例総会に上程されました案件の審議は、すべて終了いたしました。

以上で、平成28年鎌ヶ谷市農業委員会第6回定例総会を閉会いたします。

閉会 午後4時30分

以上、会議の経過を記載し、その相違ないことを証するため次に署名する。

平成28年7月11日

鎌ヶ谷市農業委員会議長 葛 山 繁 隆

鎌ヶ谷市農業委員会委員 浅 海 博 行

鎌ヶ谷市農業委員会委員 石 井 栄 一